

脇田小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は、将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて、人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることとなります。

本校では教育目標として、

「夢を描き、未来を創る、子どもたちの育成」

を掲げ、様々な体験を通して主体的対話的に学びを深め、夢を描く力(資質・能力)を育むとともに、地域や社会と連携・協働しながら、互いの違いを認め、意欲的に考えて行動できる未来の創り手となる力(資質・能力)を育む教育を行っていきます。さらに、子どもたちが学校生活を楽しく過ごせるために、人権尊重の精神に立ち、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

学校長、教頭、児童生徒加配、支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年担任 等

※必要に応じて外部専門家（SC，SSW，学校医等）をメンバーに加えます。

(4) 役割

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。
- ・ いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集、および集約を行います。
- ・ いじめの未然防止のための取り組みを中心に推進します。しかし、いじめ事象が発生した場合には、速やかに行動する役を担います。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正などを行い、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行います。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なるものでも、自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てるために、道徳・人権教育の充実を図るとともに、勉強がわからないことや、過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが、学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確認することができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取り組みを進めます。

- ・ 自己肯定感を育む集団づくり
- ・ 児童がいじめについて、自身にかかわる問題として捉え、許さないという意識を育む。
- ・ 道徳教育、人権教育の充実
- ・ 教職員の人権意識を育む研修の実施
- ・ スマートフォンやSNSなどの情報教育、情報モラル教育

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取り組みを進めます。

- ・ いじめアンケートを実施し、職員間で情報を共有する。
- ・ 子ども支援委員会、職員会議、子どもを語る会、ケース会議等において、子どもを見守る相談体制づくり。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取り組みにつなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて、的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していくことが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任を持って解決にあたることとなります。

そのために、本校では、以下のような取り組みを進めます。

- ・ いじめの疑い等、些細な兆候が見られたときは、情報収集を速やかに行い、管理職へ報告し、速やかにいじめ対策委員会を設置する。
- ・ 人権に配慮しつつ、いじめを受けた児童から十分な聴き取りを行うとともに、いじめを行った児童からも十分な聴き取りを行う。
- ・ いじめ対策委員会が中心となって、いじめを受けた児童及び保護者への支援を行う。
- ・ いじめ対策委員会が中心となって、いじめを行った児童への指導及び保護者に対するの助言を行う。
- ・ いじめ対策委員会が中心となって、いじめ事象があった際の傍観者的な集団への指導を行う。
- ・ 学校全体で継続的な指導・観察を行い、児童の良好な人間関係づくりを支援する。

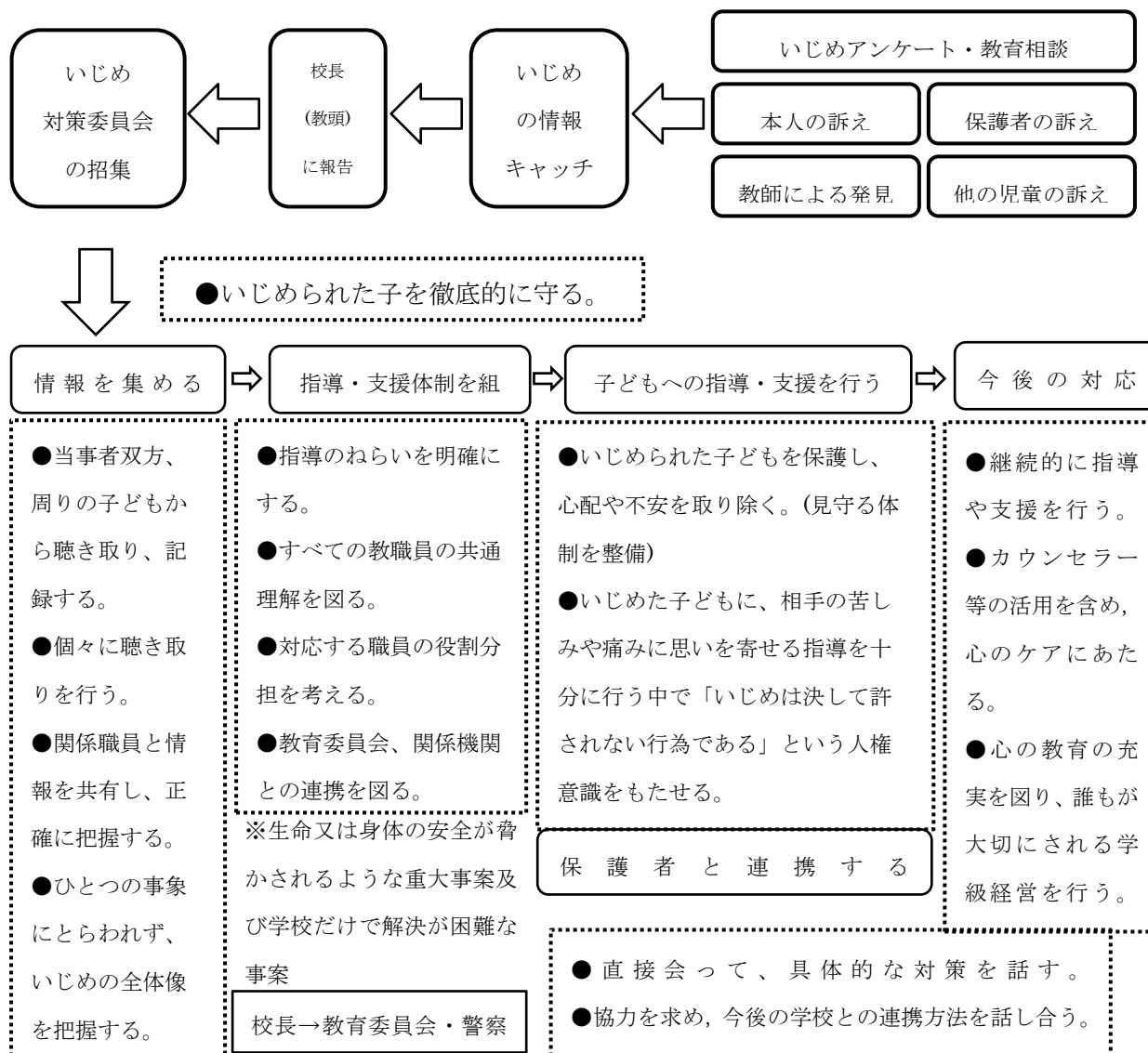
そして、以下の2つの要件を満たすことでいじめが解消できたと判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して、状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人、及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7. 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

別紙参照。（※1）

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、「いじめの重大事態の調達に関するガイドライン」により、直ちに市教育委員会へ報告するなど、適切に対応します。

事態の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部専門家や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については、市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。

10. 学校いじめ防止基本方針の周知・説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、本校のホームページや学校教育計画への掲載により、保護者や地域の方々が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を行います。

※1 (別紙) いじめ防止対策年間計画

いじめ防止基本方針 2021年度 年間計画(※1)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	年間計画			いじめアンケート 開校50周年記念 委員会	夏休みの約束配布	校内研修	SC研修	いじめアンケート		冬休みの約束配布		いじめアンケート	
	未然防止		子どもを語る会 人権教育講演会										
	早期発見			生活公開 人権教育分科会									
	取り組み・対応												
				PDCAサイクル					PDCAサイクル				PDCAサイクル
一年	全員参加の授業 (通年)												
	チャイム始まり (通年)												
	集団作り 思いやり		遠足に向けて 清掃指導(通年)	選ぼう会	一学期の ふりかえり		学年集会 運動会に向け	運動会		二学期の ふりかえり	なわとび・マラソン 音楽委員会		新入生を迎える準備 1学期のふりかえり
二年	全員参加の授業 (通年)												
	チャイム始まり (通年)												
	集団作り 思いやり		遠足に向けて 清掃指導(通年)	選ぼう会	一学期の ふりかえり		学年集会 運動会に向け	運動会	お店見学	二学期の ふりかえり	なわとび・マラソン		1学期の ふりかえり
三年	全員参加の授業 (通年)												
	チャイム始まり (通年)												
	集団作り 思いやり		遠足に向けて 清掃指導(通年)	選ぼう会	一学期の ふりかえり		学年集会 運動会に向け	運動会	工場見学	二学期の ふりかえり	なわとび・マラソン		1学期の ふりかえり
四年	全員参加の授業 (通年)												
	チャイム始まり (通年)												
	集団作り 思いやり		遠足に向けて 清掃指導(通年)	選ぼう会	一学期の ふりかえり		学年集会 運動会に向け	運動会		二学期の ふりかえり	なわとび・マラソン	1/2 成人式 音楽委員会	1学期の ふりかえり
五年	全員参加の授業 (通年)												
	チャイム始まり (通年)												
	集団作り 思いやり		遠足に向けて 清掃指導(通年)	選ぼう会	一学期の ふりかえり		学年集会 運動会に向け	運動会	山の生活学校	二学期の ふりかえり	幼稚園交流 なわとび・マラソン	卒業式に 向けて	1学期の ふりかえり
六年	全員参加の授業 (通年)												
	チャイム始まり (通年)												
	集団作り 思いやり		遠足に向けて 清掃指導(通年)	選ぼう会	一学期の ふりかえり		学年集会 運動会に向け	運動会	修学旅行	二学期の ふりかえり	なわとび・マラソン	卒業式に 向けて	1学期の ふりかえり 卒業式